

諮問番号：平成30年度諮問第1号

答申番号：平成30年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人 が平成29年11月29日に提起した処分庁練馬区長による住民票の写しの交付に関する処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（平成29年12月7日付け29練総法第1453号。事件名「未省略住民票交付請求事件」）については、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、つぎの理由により、本件処分は違法不当であると主張している。

審査請求人は、 の債権者であり、仮執行宣言付き判決を受けている。

審査請求人は、処分庁に対し、 の住民票の写しの請求を、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条の3第7項の申出（法第7条第4号および第5号に規定する事項（続柄・本籍）の省略をしない。以下「特別の請求」という。）を付記して行った。

また、特別の請求が認められなければ、すでに続柄・本籍が省略された住民票は取得済みのため、不要であることを付記した（前回、平成28年12月22日に取得した住民票を同封）。

なお、 は金銭の支払いの意思を有していないため、第三債務者である の配偶者を知る必要があることから、その旨も付記した。

しかるに、処分庁は、本件処分を行った。

処分庁は、「第三債務者の債務関係が具体的に疎明できる書類の提出が必要」としているが、審査請求人が交付を求めたのは「債務者 の住民票」であって、第三債務者の住民票ではない。したがって、処分庁が審査請求人または と第三債務者との債務関係が具体的に疎明できる書類の提出

を求めることは、裁量権を逸脱している。

民事執行法（昭和54年法律第4号）上、第三債務者への差押処分命令については、差し押さえるべき債権の種類および特定するに足る事項を明らかにするだけでよく、第三債務者については、その債務関係について疎明すら求められていない。

執行手続上、当該債権の存否は、差押後に第三債務者が陳述することとなっており（民事執行法第147条第1項）、この点からも処分庁が「第三債務者の債務関係が具体的に疎明できる書類の提出が必要」と疎明資料を求めること自体、裁判手続ですら求められていないことを請求する点で、違法および不当である。

処分庁は、提出する書類の例として、「債権差押通知と当事者目録」を例示しているが、そもそも審査請求人は債権差押を第三債務者である債務者の配偶者に行いたいため、これを調査するため特別の請求をしたものである。

処分庁から例示された債権差押通知は、手続の順を時系列に沿って言えば、第三債務者を明らかにし（当事案では債務者の配偶者名）、その後差押処分を行うものである。債権差押通知を提出できる状態にあれば、そもそも審査請求人は特別の請求をする必要がないということである。

したがって、処分庁が「債権差押通知と当事者目録」を疎明資料として求めることは、民事執行法を無視し、事実上不可能なことを求めている点で違法および不当である。

処分庁は、第三債務者や特別の請求が必要な理由についての事実が確認できないから特別の請求を認めない、としている。

しかし、審査請求人は債務者に対して債務名義を得ており、第三債務者に対する調査権限および差押権限があることは法律上明らかであるし、債務名義を持つものは差押対象者についてその権限をもって調査を行うことは民事執行法に規定されている。

裁判手続を経た仮執行宣言付き判決を示してなお、「第三債務者や特別の請求が必要な理由についての事実が確認できない」というのは、民事執行法そのものを無視する教示というべきであって、当事実をもって特別な請求を認

めない本件処分は違法なものである。

裁判手続でさえ特定の第三債務者についてどうしてその者なのか、との疎明すら要しないのは、すでに債務名義を取得しているからであり、債務名義を取得しているということは第三債務者の調査権限や差押について執行力を認めているからにほかならない。

そもそも処分庁は、職業的代理人からの特別の請求はそのまま認め、一般申請人からの特別の請求は一律に認めない、という思考停止的な事務をしていると考えられる。現場の運用としては、資格者代理人からの請求があればほぼ100%求めに応じて発行し、非資格者からの請求に対しては、ほぼ100%本籍地などを省略しないもののみを発行しているのではないか。

処分庁は、平成28年12月22日付け事務連絡において、「民法第761条による  
の債権に対する配偶者の連帯債務については、差押処分に対する債権に該当するかを裁判所にご確認いただきますようお願いいたします。」と回答しているが、特別の請求を認めるか否かについて、他の機関（裁判所）に求めるよう教示すること自体、このことを如実に表している。このように自庁の裁量を他の機関の判断に委ねることに驚くとともに、その上審査請求人に対して教示してしまうことが信じられないことである（仮に、審査請求人が裁判所に問い合わせ認めるような回答を得た場合についての処理を聞いてみたいものである。）。

審査請求人は、債務者 に対する債務名義を所持し、それを処分庁に示してきた。

これをもって、特別の請求についての疎明は上述のとおり必要かつ十分であって、それ以上の疎明資料を求めた本件処分は、単に一般申請人からの特別の請求を拒否するための口実であって、法や民事執行法、平成3年4月5日 自治振第56号通達に違反するものである。

疎明資料が私文書である契約書等に基づくものであれば、処分庁の取扱いは理解できるが、裁判手続を経て取得した債務名義を私的文書と同様に解し、審査請求人に裁判手続・執行手続で必要とされる以上の負担を強いることは許されるべきではない。

本件処分により、審査請求人は差押財産の調査権（第三債務者の調査、特



張にとどまり、具体的な債権の存在については何ら主張も疎明もしていない。このような状況下で、続柄や戸籍の表示といった個人情報を第三者に開示することは、本人のプライバシー保護の要請の観点から妥当ではない。したがって審査請求人の申出を相当と認めず、続柄および本籍をのせた住民票の写しを交付しなかった処分庁の行為は正当である。

そして、審査請求人が交付を求めていたのは、の住民票の写しであり、審査請求人がに対して債務名義を有していること自体は疎明されていたため、基礎証明事項のみの住民票の写しを交付した本件処分は正当である。審査請求人は、本件申請書には特別な請求が認められなければ住民票の写しの交付は不要であるとは明記しておらず、本件メモには「これでは用件がかなわないのは別添のとおりです。(あて届にいない)」と記載され、「宛に郵送された宛の郵便物が「送達先不明」とされたとする郵便封筒が同封されていたので、処分庁は審査請求人の請求の理由はの現在の住所を知ることにあると理解し、

の転出先の記載がある基礎証明事項についての住民票の写しで審査請求人の目的は達成することができるとして、本件処分を行ったのである。

これらのことから本件処分が正当かつ適法に行われたことは明白であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、弁護士等の資格者からの住民票の写しの請求については、「住民票の写しの交付等の事務の取扱いについて」(平成3年4月5日 自治振第56号通知)により、職務上の請求であるかどうかを審査し、また特別の請求である場合には、特に慎重な対応をすることとされており、当該通知に沿って法令に基づく運用をしている。また、非資格者の第三者からの請求についても、当該通知により、その請求理由等については十分な審査を行い、特別の請求の場合には、世帯主との続柄や戸籍の表示等の記載を必要とすることについて合理的な請求事由の疎明を求め、厳正な審査を行うこととされており、当該通知に沿って法令に基づく運用をしている。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 処分庁が疎明資料を求めた点が違法不当かについて

まず、審査請求人は、債務者である 〇〇〇の配偶者を第三債務者として債権差押手続を行いたいため、配偶者を調査するため特別の請求をしたものであると主張し、処分庁が審査請求人または 〇〇〇と第三債務者との債務関係が具体的に疎明できる書類の提出を求めることは、裁量権を逸脱していると主張する。

そして、審査請求人は、処分庁とのやりとりの中で、配偶者が第三債務者であることの根拠として、日常家事債務についての連帯責任（民法第761条）や扶助義務（同法第752条）を挙げた。

審査請求人が 〇〇〇の債権者であることについては、審査関係人間に争いがないため、 〇〇〇に配偶者がいた場合、その配偶者が審査請求人に対して法律上の責任を負うかどうかを検討する。

この点について、民法第762条が夫婦財産制について別産制を定めることから、夫婦の一方が負担した債務については個人責任となり、日常家事債務（同法第761条）を除き、他方配偶者は法律上の責任を負わない。

そして、日常家事債務の範囲内とされるのは、典型的には家庭用の食料品・衣料品の購入契約に基づく債務、家庭用光熱費債務等であり、夫婦の一方が負担した貸金返還債務は原則として日常家事債務に該当しない。

また、扶助義務（民法第752条）は、夫婦相互間の基本原理を示すものであり、扶助の具体的内容、その程度および方法は夫婦相互間で協議すべきところ、夫婦の一方が負担した貸金返還債務について、他方配偶者が法律上の責任を負う根拠とはならない。

そうだとすれば、 〇〇〇に配偶者がいたとしても、その配偶者が審査請求人に対して法律上の責任を負うとはいえないし、第三債務者であるともいえない。

つぎに、審査請求人は、「民事執行法上、第三債務者への差押え処分命令については、差し押さえるべき債権の種類および特定するに足る事項を明らかにするだけでよく、第三債務者については、その債務関係について疎明すら求められていない」と主張する。

この点について、民事執行法第143条は、債権執行は、執行裁判所の差押命令により開始すると定め、民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第133条は、

債権執行についての差押命令の申立書には、第三債務者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならず（同条第1項）、申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項並びに債権の一部を差し押さえる場合にあっては、その範囲を明らかにしなければならない（同条第2項）と定める。

差し押さえるべき債権は、債務者・第三債務者間のいかなる種類の債権かを明らかにし、その債権の発生日時・原因および内容を記載することによって特定されるところ、「第三債務者については、その債務関係について疎明すら求められていない」とはいえないし、本件のように、審査請求人が日常家事債務（民法第761条）および扶助義務（同法第752条）を主張するのみでは、差し押さえるべき債権を特定するに足りる事項が明らかになっているとはいえない。

さらに、審査請求人は、「執行手続上、当該債権の存否は、差押後に第三債務者が陳述することとなっており（民事執行法第147条第1項）、この点からも処分庁が「第三債務者の債務関係が具体的に疎明できる書類の提出が必要」と疎明資料を求めること自体、裁判手続ですら求められていないことを請求する点で、違法及び不当である。」と主張する。

この点について、民事執行法第147条第1項は、差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から2週間以内に差押えに係る債権の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならないと定める。

そして、民事執行法第147条第1項が定める第三債務者の陳述の催告の前提として、債権執行についての差押命令申立書に特定の第三債務者の氏名又は名称及び住所が記載され（民事執行規則第133条第1項）、差し押さえるべき債権を特定するに足りる事項が明らかになっていること（同条第2項）が必要であるところ、「疎明資料を求めること自体、裁判手続ですら求められていない」とはいえないし、本件のように、審査請求人が日常家事債務（民法第761条）および扶助義務（同法第752条）を主張するのみでは、差し押さえるべき債権を特定するに足りる事項が明らかになっているとはいえない。

したがって、処分庁が、「第三債務者の債務関係が具体的に疎明できる書類の提出が必要」と疎明資料を求めた点が違法不当とはいえない。

## 2 本件処分によって審査請求人が差押財産の調査権を侵害されたかについて

審査請求人は、本件処分により、差押財産の調査権（第三債務者の調査、特定）を侵害されたと主張する。

しかしながら、民事執行規則第133条は、債権執行についての差押命令の申立書には、第三債務者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならず（同条第1項）申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項並びに債権の一部を差し押さえる場合にあっては、その範囲を明らかにしなければならない（同条第2項）と定めており、債権執行に際して、第三債務者および差し押さえるべき債権を特定することは、債権者の義務であり、権利ではない。

したがって、本件処分が審査請求人の調査権を侵害したとはいえない。

## 3 処分庁の例示および事務連絡の記載について

処分庁が、第三債務者の債務関係が具体的に疎明できる書類の一般的な例として、「債権差押通知と当事者目録」を例示したこと（以下「本件例示」という。）は、債権者があらかじめ差押命令申立書に記載した特定の第三債務者の氏名又は名称及び住所に送達ができなかった場合の一般的な疎明資料としては適切な例示であるところ、第三債務者が特定されていない本件において、適切な例示であるとはいえないとしても、それによって本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、審査請求人の調査権を侵害したともいえない。

また、処分庁が、平成28年12月22日付け事務連絡において、「なお、民法第761条による 〃の債権に対する配偶者の連帯債務については、差押処分に対する債権に該当するかを裁判所にご確認いただきますようお願いいたします。」と記載した理由は、処分庁と同様の見解が裁判所から示されることを期待したものと解するが、裁判所の見解によって処分庁の判断を変更すると明示したものではなく、「自庁の裁量を他の機関の判断に委ねた」とはいえない。

## 4 弁護士等の特定事務受任者からの請求について

審査請求人が主張するところの、処分庁が、「職業的代理人からの特別の請求はそのまま認め、一般申請人からの特別の請求は一律に認めない、という思考停止的な事務をしている」証拠はなく、審査請求人が主張する事実は認められない。



- 5 処分庁が再度基礎証明事項のみを記載した住民票を交付した点について  
本件申請書および本件メモには、基礎証明事項のみを記載した住民票の写しの  
交付が不要であるとの記載はいずれもない。

したがって、本件処分が申請の趣旨に従っていないとはいえない。

- 6 上記以外の違法性または不当性についての検討

他に本件処分に違法または不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年  
法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 審査庁の判断の要旨

- 1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

- 2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 平成30年6月25日 審査庁からの諮問の受付
- 2 平成30年7月2日 審議
- 3 平成30年8月8日 審議・答申

#### 第6 審査会の判断の理由

- 1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第  
9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められ  
る。

- 2 本件処分の適法性について

日常家事債務の連帯責任および扶助義務を根拠として配偶者を第三債務者に  
できるかについて

まず、審査請求人は、債務者である 〇〇〇の配偶者を第三債務者として債

権差押手続を行いたいため、配偶者を調査するため特別の請求をしたものであると主張し、処分庁が審査請求人または 〇〇と第三債務者との債務関係が具体的に疎明できる書類の提出を求めることは、裁量権を逸脱していると主張する。

そして、審査請求人は、処分庁とのやりとりの中で、配偶者が第三債務者であることの根拠として、日常家事債務の連帯責任(民法第761条)や扶助義務(同法第752条)を挙げた。

審査請求人が 〇〇の債権者であることについては、審査関係人間に争いがないため、 〇〇に配偶者がいた場合、その配偶者が 〇〇に対して債務を負い、その結果審査請求人との関係において第三債務者に該当するのかどうかを検討する。

まず、日常家事債務の連帯責任について検討する。

この点について、民法第762条が夫婦財産制について別産制を定めることから、夫婦の一方が負担した債務については個人責任となり、日常家事債務(同法第761条)を除き、他方配偶者は、債権者に対して法律上の責任を負わない。

そして、日常家事債務の範囲内とされるのは、典型的には家庭用の食料品・衣料品の購入契約に基づく債務、家庭用光熱費債務等であり、夫婦の一方が負担した貸金返還債務は原則として日常家事債務に該当しない。仮に債権者の有する債権が日常家事債務に該当するとしても、それを根拠として他方配偶者を第三債務者とできるかどうかはまた別の問題である。なぜなら、日常家事債務における連帯債務は、一般的には夫婦間において内部負担を観念しえないもの、つまり夫婦の一方が債務を履行したとしても他方配偶者に求償できず、求償が認められるためには夫婦間に合意があると解されているからである。したがって審査請求人が日常家事債務を根拠に 〇〇の配偶者が第三債務者に該当すると主張するには、 〇〇と配偶者との間に日常家事債務の求償について合意があることまで主張し疎明しなければならない。しかしながら、審査請求人から前記貸金返還債務以外に日常家事債務に該当する具体的な債権債務関係の主張もないし、それらに関する 〇〇と配偶者との間における求償権の合意等についても何ら疎明されていない。したがって、 〇〇の配偶者が第三債務者に該当するとまではいえない。

つぎに扶助義務について検討する。扶助義務（民法第752条）は、夫婦相互間の基本原理を示すものであり、扶助の具体的内容、その程度および方法は夫婦相互間で協議するか、それで合意できなければ調停等の裁判手続を通じて具体的義務となるものであり、その段階であれば、一方の配偶者から他方配偶者に対し、請求権が行使しうることになる。したがって審査請求人が扶助義務を根拠に 〇〇の配偶者が第三債務者に該当すると主張するには、 〇〇と配偶者との間に扶助義務について合意等があることまで主張し疎明しなければならない。しかしながら、本件においては、審査請求人から 〇〇と配偶者との間における扶助の内容や程度等につき具体的な主張はない。したがって、 〇〇の配偶者が第三債務者に該当するとまではいえない。

以上から 〇〇に配偶者がいた場合、その配偶者が 〇〇に対して債務を負い、その結果審査請求人との関係において第三債務者に該当するとまではいえない。

本件処分によって審査請求人が差押財産の調査権を侵害されたかについて 審査請求人は、本件処分により、差押財産の調査権（第三債務者の調査、特定）を侵害されたと主張する。

審査請求人の主張する「調査権」なるものが認められるかどうかについては疑義があるが、仮に審査請求人が主張する「調査権」が認められるとしても、当然のことながらそれは無限定ではなくプライバシー等他の保護法益との調和の観点から制約されるものである。そもそも、世帯主との続柄や戸籍の表示等の記載をすることは例外であり、本件については上記記載をすることについて合理的な請求事由の疎明が審査請求人からなされていない以上、プライバシーの保護との調和の観点から、続柄や戸籍の表示等を記載した住民票を交付しなかったとしても、これをもって「調査権」を侵害したとはいえない。

#### 結論

その他の点については、審理員意見書のとおりであり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

以上のことから、本件審査請求は、棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 菊地 隆雄

委員 宇野 康枝